

農地転用等通知書及地域内調書(一時転用)

このたび下記の土地について農地法(第4条、第5条)の規定による(許可の申請、届出)にあたり地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。
なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金は一時転用であるため納付せず毎年度の賦課金を所定の方法によりこれを納付します。

令和 年 月 日

住所
申請人(転用組合員) 氏名 ⑩
電話番号
住所
申請人(転用関係者)
氏名 ⑩
住所
(転用関係者)
氏名 ⑩

⑩転用の係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること

大和平野土地改良区
理事長 金 澤 秀 樹 殿

記

1. 土 地

市町村名	大字名	小字名	番 地	地 目	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

2. 都市計画区分 市街化区域・市街化調整区域
3. 農業委員会事務局意見 大和平野土地改良事業路線への支障 有 無
4. 位 置 図(別紙) 用水系統図

※ 申請地が土地改良事業財産に該当隣接する場合地積図を添付して大和平野土地改良区へ協議すること。

5. 農業委員会(都道府県知事)に
〔 転用許可申請 〕 を提出しようとする日
〔 転用届出書 〕

令和 年 月 日

上記確認済

市町村農業委員会 会長

⑩

誓 約 書 (一時転用)

令和 年 月 日通知に係る下記の土地につき令和 年 月 日以降これを農地法の規定による（許可、受理）を受け一時転用するについては下記条件を確実に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

記

1. 農道又は水路等農地に附帯する施設については残存農地に支障を来さないよう申請人の負担において責任を以ってこれを実施する。
2. 農地転用に起因して大和平野土地改良事業に対する国庫補助金及県補助金の返還を命ぜられたときは当該土地改良事業にかかる返還金については申請人の負担とする。
3. 転用申請をしようとする農地が大和平野土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線及土地改良財産に該当するときは事前に協議した事項の通り施行し、又改良区工事施工の場合異議なく同意するものとする。
4. 汚濁物等水路に流入しない処置をする。
5. 土地改良事業施設をき損したときは異議なく直ちに復旧する。
6. 申請人（転用組合員）の責に帰す未納賦課金のある時は後日といえどもこれを納付する。
7. 一時転用期間内の組合費賦課金は所定の方法によりこれを納付する。

土 地

市町村名	大字名	小字名	番 地	地目	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

	住所	
申請人（転用組合員）	氏名	㊟
	電話番号	
	住所	
申請人（転用関係者）	氏名	㊟
	住所	
（転用関係者）	氏名	㊟

㊟転用の係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること

大和平野土地改良区

理 事 長 金 澤 秀 樹 殿